

## 産業廃棄物処分業許可証

優良

住所 東京都足立区西新井五丁目35番13号

氏名 株式会社 やまたけ  
代表取締役 山口 大介

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 大野 元裕

許可の年月日 令和 4年 7月29日

許可の有効年月日 令和11年 7月28日

複写無効

## 1. 事業の範囲

## 中間処理

- 切断：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）  
及び陶磁器くず 以上3種類  
圧縮：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）  
及び陶磁器くず 以上3種類

## 2. 事業の用に供するすべての施設

## 施設等の所在地

埼玉県三郷市上彦名字新田堀外522番の一部、523番の一部 以上2筆  
(面積1,956.68㎡)

処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

## 3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。  
(2) 中間処理は、裏面に掲げる処理施設で行うこと。

## 4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成 4年11月 9日	指令廃対第858号	新規許可
平成19年 6月26日	—	変更届 (保管面積の変更、事業場面積の縮小)
平成29年10月 2日	—	変更届 (代表者及び役員)
令和元年12月19日	指令越環第966号	更新許可
令和 4年 7月29日	指令越環第262号	更新許可 (優良認定)

## 5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可番号
切断施設	120.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず(がれき類を除く。)及び 陶磁器くず 以上3種類	平成 4年11月 9日 — —
圧縮施設	60.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず(がれき類を除く。)及び 陶磁器くず 以上3種類	平成 9年10月31日 — —
圧縮施設	96.0t/日 (8時間)	廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・ コンクリートくず(がれき類を除く。)及び 陶磁器くず 以上3種類	平成 4年11月 9日 — —

保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリート くず(がれき類を除く)及び陶磁器くず 以上3種類	107.4㎡	3.0m(屋外)

(以下余白)